

第5次総合計画の策定

【政策審議室】

1 目 的

社会経済情勢の変化に的確に対応したまちづくりを進めていくため、本市のまちづくりの指針として、本市の目指す姿（将来像）と、それらを実現していくための基本方向、取り組みを明らかにする「第5次宇都宮市総合計画」を策定する。

2 総合計画の構成

項 目		内 容
基本構想 (団体計画)	性格	◆ 地域社会のあるべき将来像を設定し、これを実現するための施策の基本方向を明らかにするもの ビジョン ◆ 基本計画、実施計画、その他行政各分野の計画や施策の目標指針となるもの
	対象	▽ 国、県、民間が行う施策、活動も計画の対象
	期間	▽ 長期計画 基準年次：平成19年度（スタート年次：平成20年度） 目標年次：概ね15年後（平成34年度） ※現行基本構想 目標年次：平成22年
基本計画 (行政計画)	性格	◆ 基本構想の定めた地域社会の将来目標を達成するために必要な基本的な施策を具体的に明らかにするもの プラン ◆ 実施計画の基本となるもの
	対象	▽ 行政の責任において定める計画であり、行政が実施主体となる施策・事業を中心に計上
	期間	▽ 中期計画 平成20年度～平成29年度の10ヵ年 （前期5年、後期5年） ※現行計画期間：平成14～18年度
実施計画 (行政計画)	性格	◆ 基本計画に掲げた施策を年度別に具体化し、現実の行財政運営の中でどのように実施していくのかを明らかにするもの プログラム ◆ 毎年度の予算編成や事務執行の具体的な指針となるもの
	対象	▽ 基本計画に同じ
	期間	▽ 原則3か年の短期計画

3 策定体制

(1) 組織的なもの

① 総合計画策定本部（庁内組織）

総合計画策定本部

委員会 原案の調査、審議及び決定等

企画会議 原案の作成、部門別計画素案の調整等

部 会 所管に係る計画の調査・審議

- ② うつのみやまちづくり市民会議（策定本部部会等との意見交換等を経て、本市の行政課題及びそれに対する施策・事業等を提言）
- ③ 総合計画審議会（市長からの諮問により基本構想・基本計画について調査・審議）

(2) 組織的なもの以外

- ① 庁内 職員参加（職員提案募集，政策形成研修等を通じた検討等）
- ② 庁外 市民アンケート，市民対話集会（予定），各種団体との意見交換，大学生によるまちづくり提案，シンポジウム，有識者懇話会，パブリックコメント，子どもの意見聴取等

4 策定スケジュール

平成 17 年度	基礎的事項（市民ニーズ，フレーム等将来の見通しとまちづくりの課題等）の調査研究 …… 調査業務委託（6 月頃～） 策定大綱庁議決定（8 月頃），策定本部設置（9 月頃） 市民会議の設置・運営（9 月頃～）
平成 18 年度	基礎的事項の調査研究，市民会議の運営，計画骨子の検討
平成 19 年度（予定）	審議会の設置・運営（7 月頃），基本構想議決，計画決定，公表